

## 1970年のフランスの労働組合

小 関 藤 一 郎

### I

この紀要第13号(昭和41年)に、筆者は「フランス労働組合の最近の動向について」を執筆した。それから相当の期日が経過した、それに1968年5、6月には周知のようにフランスでは大学における学生の叛乱があった。この騒動はただたんにフランス大学における危機だけであったのではなり、フランス全体の社会的危機ともなった。このとき、学生の騒動とともに労働者のストライキも相次いでおこっていた。これらのストライキにはいろいろの性質のものもあったが、全般的にそれは組合の支持と指導の下に行われ、かねてからの切実な要求の実現を目指したものであった。このストライキの結果、グルネル協定によって、フランスの労働者、労働組合は相当大幅な要求の実現をみた。このグルネル協定は1950年以来の多くの変化を労使関係にもたらしたばかりでなく、企業および政府側から組合に対してかなり大きな譲歩がなされたのである。この協定後のフランスの労働組合および労働者の生活の状況を、最近の資料によってヨーロッパにおける一つの豊かな社会における危機を経験した後の労働者の生活、労働組合の動きの変化として明かにしようとするのが本稿の目的である。そこで概観に移る前に、危機後に、労働組合と政府との間で結ばれたグルネル協定協定の主要な改善点について見ることにする。

### II

まず最初に、グルネル協定によってどのような変化がもたらされたかを明かにしていかなければならぬ。この協定によって改正された主要な点は最低賃金SMIGの改正、賃金体系の改正、労働時間の短縮の問題、団体交渉の改正、企業内に

おける組合活動の承認などである。

第一に最低賃金の改正から見ると、最低賃金制は1950年に制定された法律により実施されていたのであるが、最低賃金額が物価生計費の上昇に対して充分に対応しなかったため、労働者側の不満が多かったので、それを実情に合うようにし、かつ従来の最低賃金の値上りのわくれを取り戻すため、35%と相当大幅に値上げされた。<sup>1)</sup>これは1968年1月現在で時間給3フランと定められた。同時にパリ地域に適用されていた地域給は廃止され、また国家のとる財政政策に応じて、もっとも低賃金労働者にも国民所得の増大の利益を浴せしめるようになり、名称も従来のS.M.I.G.(職業間保障最低賃金)からS.M.I.C.(職業間成長最低賃金)と改められた。この改正により賃金も経済成長にスライドするようにされたのである、すなわち、S.M.I.G.は物価指数に応じて労働者の購買力を維持するとともに経済成長への参加も保障することになったのである。<sup>2)</sup>この結果、年度の中間ににおいても、年々物価の上昇の前どりをして最低賃金を上昇せしめることも可能となるようになりS.M.I.C.は若干の柔軟性をもつことになった。なおこれと直接的には関係はないが、労働者の賃金の月給制の問題が表面化してきた。これは労働者の賃金安定のためにとられた措置である。従来労働者に対する報酬は時間給が基礎となっていたがこのままで最低賃金制を実施するといろいろ不都合が生じる。というのはS.M.I.G.実施の当時、週労働時間は平均45時間として計算され、これを基礎としていたが、労働時間が短縮されたり、祭日がふえたりすると、以上の計算に基づく労働者の実質賃金は低下するおそれがある。それに肉体労働者には時間給、事務職員には月給という報酬のきめ方も慣行によるもので合理的な基礎に立つ

1) Pierre D. Ollier, *Le Droit du Travail*, 1972. p. 180

2) Ibid., p. 181

ものではなく、機械の進展などにより、両者の仕事の内容が接近してきている折柄、こうした区別をそのまま残しておくことは不合理なので、J. Fourastié, J.D. Reynaudなどの学者たちの勧告に基いて政府もこの月給制を採用することになった。この試みは他の欧米諸国においてはまだ実施されていないのであるから注目されてよい。この勧告を提案した学者たちの意見によると、時間給による賃金と事務職員たちの給料との差がフランスでは他の欧米諸国に比べて大きすぎるからということのべられているが、<sup>3)</sup> 賃金の月給化は労働者と事務職員間の差を少なくし、両者を接近せしめる試みであり、肉労者が祭日、仕事のできない日あるいは季節的な事情による労働時間の縮少などによってうける損失を少くすることに役立つものである。この月給化の実施には使用者側の反対などもあったし、現在完全には実施されていないが、1969年末現在で、民間企業の40.3%は月給労働者を雇用しており、月給労働者の総数はまだ10.6%にすぎないが、石油産業では88%，輸送産業（但し国鉄、およびパリ地下鉄を除く）では43.7%が月給化されているという。<sup>4)</sup> この月給化の普及は、P.D. Ollierのいうように、たしかに労働者階級の生活に心理的に大きな影響を与えるにはおかない措置であることは明白である。<sup>5)</sup> こうした点でフランスは先駆的役割を演じていることは注目されてよいし、またそのもたらす効果についても注意していかなければならない。

第二は労働時間短縮に関する労使間の協定である。フランスはすでに1936年当時の人民戦線政府によって週40時間制が採用されたことがあったが、客觀的情勢が熟していなかったことなどから定着できなかった。週40時間制は戦後本当に実現されるにいたった。しかし実際に40時間制を完全に実施している企業はなく、は例外として60時間まで認められる超過勤務労働の規定によって平均45時間ぐらいの労働が続けられてきた。この法的時間と実際の労働時間との隔りは20年以上にわたり全く定着してしまった状態であった。それでこの隔りをなくし、週40時間への復帰を促進するこ

とか問題であった。5月騒動の際、フランスの経営者団体C.N.P.F.と、労働組合との間で協討が行われ、実質的に労働時間を40時間に縮少するため漸進的に具体的な有効な措置を講ずることに両者が積極的に協力するという諒解が成立した。更に労使双方は今後も法的に定められた労働時間でも漸次縮減する方向で努力することを誓った。こうした線に沿って、当面の問題として、48時間をこえる週労働については1時間の短縮をはかり、それを五ヶ年計画の終了時までに実現することを申し合わせた。なお週労働の短縮と関係して、組合側からは退職年令を現行の65才から60才に引き下げるべきであるという要求が提案されたが、経営者側はこれについて検討することを約束ただけで、提案はまだ受諾されていない。

グルネル協定によって、大巾に改正されたのは第三の企業内における組合活動の承認問題である。フランスの労働組合は本来企業の枠の外において成り立っていたのである。組合加入の完全な自由の原則によってまた組合の多元主義の原則に基いて、労働者の組合加入は個人としての加入であり、企業なり事業所単位で加入することは認められていなかつたのである。この結果、企業内における労働者の所属する組合の数は複数であり、企業内における組合活動は実質的には承認されていない状態であった。法律によって、組合費の天引き（check-off）が禁止されているのはもちろん、企業内には組合の事務所はおかれていないし企業内における組合の情報宣伝活動（ポスター掲示、ビラくばり等）は休憩時間中といえども禁止されており、更にまた企業内における組合費徴収業務も禁ぜられていた。それは休憩時間においても許されなかつた。このため、これに違反したかどで解雇された労働組合の役員もあり、組合側の提訴によって裁判にもちこまれても、法廷で組合活動に関する規定が充分でないため、最終的には結局組合側が敗れたのが一般的であった。それで、組合側とくにC.F.D.T.からはこうした事態解決のため、企業内における組合活動承認あるいは組合権の行使の企業内の拡大 l'extension des

3) ibid., p. 218

4) ibid., p. 191

5) ibid.,

droits syndicaux dans l'entreprise の要求が出されていた。C.F.D.T. (当時は C.F.T.C) は機関誌 *Formation* 1963年3—4月号において、C.G.T. は機関誌 *Droit Ouvrier* 同年5—6月号においてそれぞれ、改正の法案を発表している。このとき以来、企業内における組合活動を承認すべしという要求は強い声となって現れていた。1967年に刊行され C.F.D.T. の Huebret Lesire Ogral の企業内における組合 *Les syndicats dans l'entreprise* はこの間の事情、経緯と要求の合理的な根拠を詳細に述べている。このように組合は企業内における活動を封ぜられているにも拘らず、皮肉なことに労使間の協議の機関として発足した企業委員会 Comités d'entreprise はそれに出席する従業員代表の選出について、企業内における組合の実情を完全に考慮しており、この委員会の代表の決定にあたっては企業内の組合の存在を承認した形である。こうしたことが、組合側をしてとくに要求実現への強いはたらきかけを促進することになったのである。この要求がグルネル協定によって大巾に実現されるはこびとなったのである。その要点は大体以下示すとおりである。<sup>5)</sup>

1. 全国的な代表的組合の企業内における企業内支部の自由な活動の保障がなされた。

2. これに伴って、企業内における組合代表 délégués syndicaux の設置が認められるとともにこの代表に対して従業員代表 (délégué du personnel) や企業委員会委員 membre du comité d'entreprise と同等の権利が保証されるべきである。

3. 企業内の組合や組合代表の権限は全体社会における組合のそれと同じで、一般的協定に対する企業内における追加条項の討議や締結に参加できることが認められた。

4. 各組合支部の構成員は企業の中で、労働時間外に、かつ、作業場の外で、企業の長との協定が定める方式にしたがって、一ヶ月に一回集会を開くことができることになった。

5. 企業内における組合の表現活動が認められ

組合の機関誌やビラの配布が認められたほか、組合側の伝達事項を記したポスターなどの掲示が認められた(ただし、この点については同一物を同時に企業側にも届出することという条項があり、一部の組合はこの点については全く賛成していない)。

また企業内における組合費徴収も認められた。

ただし、これには組合費徴収は労働時間外におこなわれなければならないし、かつまた作業場 locaux de travail においてでなければならぬという条件が付されている。

6. 組合の会合のための適切な場所の提供も認められたほか、企業は組合支部に対して事務所を設け、それを支部の自由に使わせなければならぬことになった。

7. 組合代表に対する有給の教育休暇が認められた。等である。<sup>6)</sup>

最後に団体交渉の改正についてみると、従来団体交渉事項の基本はほとんど法律によって定められていたが、グルネル協定によって団体交渉は著しく拡大されたのである。<sup>7)</sup> たとえば労働時間、職員の身分、利潤分配などのような新しい事項が交渉事項になったこと、交渉のレヴェルが従来は産業別だけであったのが、雇用と職業訓練について C.N.P.F. と全国的、代表的労働組合との間に成立した全国協定のようなものとか、企業レヴェルでの利潤分配協定や事業所レヴェルでの協定がふえてきている。こうして従来にまして団体交渉の面と対象が拡大された結果、労働者または労働組合の参加の程度は大きくなってきたのである。

### III

こうした状況下における労働組合の動きを見るため、若干基本的な最近のフランス社会の特徴をつかんでおくことにしたい。1968年の国勢調査の結果によると、フランスでも工業化が進んだ結果有業人口において employee (雇用者) の占める比率が高くなつたことがわかる。すなわち雇用者は農業従業者や自営業者の比率の減少の結果1962年の71%から1968年の76%となり、(この間実数

5) J. Capdevielie et R. Mouriaux, *Les syndicats ouvriers en France*, 1970, p. 26

6) この点については保原喜志夫による「フランスの企業内の組合活動に関する法律」(日本労働協会雑誌) 121号 昭和44年4月 (1969) p. 55—59 に詳しい論述がある。

7) この点についてはドラモット、「フランスの団体交渉の近況」I. L. O. 時報23巻2号 (1971年)、に詳しい説明がある。p. 30—70

では 210 万人の増) 4 分の 3 以上が雇用者で占められることになった。農民はこの間 58 万 5 千人の減で 16% から 12% へ、自営の小規模商人、手工業者は 12 万人減少し 9.2% から 8.1% になった。これに対して、労働者は 64 万人増加したが比率では 1962 年の 37.7% から 1968 年の 36.7% と少しではあるが低下している。1968 年現在での労働者総数は 770 万とみられる。だから、この間には肉体労働者以外の従業者が著しく増加したことになるのだが、労働者についてみると、技能度は著しく変化していることが注目される。1962 年と 1968 年では技能別構成は次のとおりであった<sup>8)</sup>、技能水準の高い労働者の増加が目立っている。産業構造の変化を示すものとして注目されるところである。

	1962	1960	差
非熟練労働者	manoeuvres		
	1,580,000	1,570,000	-0.5%
半熟練労働者	ouvriers spécialisés		
	2,390,000	2,700,000	+13%
熟練労働者	ouvriers professionnels		
	2,290,000	2,610,000	+14%

ただ農業労働者、鉱山労働者はこの間それぞれ 28.8, 25% 減少した。これに反し行政関係の労働者だけは 25% 増加したに止まった。

従業者が著しく増加したのは次にみるように事務職員 employés と中堅幹部職員 cadres moyens および技術者 ingénieurs で、これらは高度の科学的知識および技術的知識をもつ職員の増大によるものでフランスが情報化社会にはいっていることを明白に示している。この増加の状況は次のとおりである。

	1962	1968	増加率
事務職員	2,400,000	3,030,000	+26.4%
中堅幹部	1,500,000	2,010,000	+34.2%
技術者	140,000	190,000	+37.9%

最後に婦人労働者の増加についてみると、比率では 1962 年の 34.5% から 1968 年の 35% と僅少の増加（実数では 70 万人）であるが、雇用者の 3 分の

1 は婦人によって占められている。

そこで労働組合の現状を見ることにしよう。フランスでは組合の完全な自由加入の原則は変わっていない。1965 年当時組合員総数の全労働者に対する比率は 20~25% と推定されていたが、その後の高度工業化はこの結成率に対して大きな影響を及ぼしたであろうか。Gérard Adam によると<sup>9)</sup>、結成率は 20~25% で変化はない。もっとも組合側の推定によると、それは 31% であろうとされるが実際は 20~25% であるというところがかたいところである。ただ労働者のうちでももっとも組織率の高いのは O.P. (熟練労働者) で 37%，半熟練労働者は 32%，で非熟練、単純労務者は職長や技術労働者 techniciens とともに 27% でもっとも低い。しかし労働者よりもさらに低いのが事務職員である。産業部門別にみると、もっとも高い組織率を占しているのは電気・ガスなどの公共部門の大企業の圧倒的な部門で比率は 54%，これにつぐのは運輸部門 41%，化学部門 38%，金属部門 34% で、最低は建築および土木部門の 18% である。この組織率は安定したものか、あるいはたえず流動しているのかを見てみると、大体は安定性が高いことがわかる。G. Adam の調査によると 2 年以前からの組合員 69%，3 年以前からのもの 62%，5 年あるいはそれ以上、以前からのもの 54% である。<sup>10)</sup> こうした数字からも、組織率の安定性は明かであるが、同時にそれは停滞性を示すものであるといえる。何故なら 20~25% という比率はこの 10 年間に少しも増大していないからである。<sup>11)</sup> ところでフランスの労働組合の主な連合体は現在 C.G.T., C.F.D.T., F.O., C.F.T.C., C.G.C. の五つであるが、これら五つの組織の勢力はどのようにになっているのであろうか。1969 年に行われた G. Adam たちの調査によると、その勢力関係は C.G.T. … 63%，C.F.D.T. … 17%，F.O. … 8%，C.F.T.C. … 1%，C.G.C. … 4%，その他 7% である。<sup>12)</sup> C.G.T. の勢力もっとも大きいことは依然としてつづいている。C.F.D.T. は 1964 年に

8) J. Capdevielie et R. Mouriaux, *Les syndicats ouvriers en France*. p. 116

9) Gérard Adam, *Les structures syndicales*, in *L'ouvrier français en 1970*. (1970) p. 16

10) ibid., p.19

11) J. D. Reynaud はその著 *Syndicats en France* 第一版 1964 年において、組織率は 20~25% と推定されるとのべている。

12) *L'ouvrier français en 1970*, p. 135 の統計表から

C.F.T.C. から分離したものであり、その中核をひきついでいるが、この勢力の伸長は注目される。これに対して C.F.T.C. の勢力の低下は顕著である。C.G.C. はホワイト・カラーを中心とする組合であるから、これと C.F.T.C. を除いて他の三つの連合体の特徴を見ると次の点が指摘される。

(1) C.G.T. は古い工業化時代の産業の中規模の企業に多く、金属、繊維、化学の三部門だけでの組合員の 62% を供給している。また 500 人以下の規模に組合員の 67% が集中している。また C.G.T. は C.F.D.T. や F.O. に比して人口 10 万以下都市において過半数をしめている。もっともパリ地区でも C.G.T. は最大の勢力をしめている。C.G.T. のもう一つの特徴は生産労働者に多く (78%)、維持営繕労働者には少いことである。

(2) これに対して、C.F.D.T. は C.F.T.C. からイデオロギー的対立により分離したのであるが、そのイデオロギー発展に併行して、その根拠とする産業部門はかつて C.F.T.C. 時代の鉱山繊維等から変って、現在では C.G.T. と同じく金属、繊維化学にもっと多くの組合員を有しているが、注目すべきことは電気、ガス事業部門にも多くの組合員を有していることである。S. Mallet のいう新しい労働階級にはかなり C.F.D.T. の支持者が多いようである。C.F.D.T. は近代的大規模企業において勢力が大きく、500 人以上の企業に 49% の組合員をもっている、パリでは C.G.T. に劣るが、人口 10 万以上の都市において 46% の組合員を得ている、また生産部門に比べ維持部門の労働者から多くの支持を得ている。また C.G.T. が産業の将来に悲観的なものは多くないのに比べて、大部分 (60%) は産業の安定性を信じているが、たゞ将来の拡大を信ずるものは多くない。

(3) F.O. は小規模企業の労働者にもっと多くの支持を得ている (従業員 50 人以下の企業では C.G.T. は 15%，C.F.D.T. は 11% しか支援されていないのに F.O. は 34% の支持者を得ている)。また工業化の進んでいない部門 (食品工業、木材・紙工業、とくに運輸産業) と農村地区に多くの支持を得ている。しかし 1,000 人以上の大企業においても 27% の支持を得ており、C.G.T. の 22% を上回っている。またパリ地区では C.F.D.T. より

は多くの支持者をもち、大都市の労働者においては一般に C.G.T. よりも多くの支持を得ている。

組合の勢力分布の現状は大体以上のとおりである。ところで、こうした現状において、組合者加入者と非加入者との間の対立は現在かなり強くなっている。それはフランスの労働者でもっとも強い組合支持者は労働者の中の伝統的なグループの代表だからである。すなわち、フランスの組合運動は工業化の進展に追随しており、都市化や企業規模の拡大がそれを促進しているが、その環境に緊密に統合されている労働者ほど強く労働組合を支持する動きを示しているのである。<sup>13)</sup> そして若い労働者や技術労務職 *téchniciens* たちは強い斗争性を示しあるがそれを組合活動の中においては表わさないのである。何故労働者の組合結成率が少いのかを考えてみると、古い過去の構造にもととらわれている組合組織の問題点を明かにする必要に迫られるのである。その点からみると、C.G.T. は C.F.D.T. とともに特別の工業的、社会的職業的基礎をもっている。たとえば C.G.T. は古い工業化の地域に従属しており、その中核は工業化初期の技能熟練労働者で、彼等の古い顔が C.G.T. を特色づけており、現在 C.G.T. は共産党の勢力下におかれているが、労働者の体質はむしろマルクス的よりブルードン的であり、革命的というよりは反抗的であり、社会主義的というよりはむしろ無政府主義的である。これに対して C.F.D.T. はより国際的であるが、その狙っている労働者層はもともと技能度の高い職長や技術労務員などの上層部と他方政治的には保守的で、農村地区的開発のおくれた地方出身の農民、労働者たちのようなもともと弱い層であるが、さらに C.F.T.T. は石炭の C.G.T. に対して電気化の C.F.D.T. といわれるよう新しい工業地区にも進出している。F.O. は公共部門にしっかりした基礎をもちその組合員の 60% は公共部門である。

1970 年代における各労働組合連合体の主要な特徴は以上みたとおりであるが、それは 1960 年代と余り大きな相違はないといってよい。ただ、1960 年代のはじめまで勢力をのばしてきた C.F.T.C. が発展してその主体が C.F.D.T. となり、社会主義的、計画経済を採用する傾向を強くしたことが

13) *ibid.*, p. 30

大きな変化であるにすぎない。名称の変更にもかゝわらず、C.F.D.T.にはC.F.T.C.の伝統をついて強いキリスト教特にカトリック信者が他の組合に比べて著しく多いことは変わっていない。ただ各連合体が念願としている組合の統一化はこのため却って1960年よりは困難な状態におかれている。しかも、これら組合連合体の動き、とくにC.G.T.のそれにおいても革命的志向は強く表面にでていない。それは組合連合体自身が既成の勢力として定着しこと全般的な生活水準の向上によるものとみてよいようである。

#### IV

(1) フランスの労働組合は英米の組合に比べてイデオロギー的性格を強くもっているといわれている。そしてそのことがフランスの組合に対する労働者の加入を少くしているのであるといわれる。こうした見方は労働組合についての研究者の見方であるが、労働者自身はそうした点をどのようにみているであろうか。J. Capdevielleの調査<sup>1)</sup>によってみると、「労働組合は余り政治に関心をもち、労働者の職業上の利益の擁護には力をいれないから、組合組織には従うべきではない」という意見に賛成者54%で、どちらかといえばこの意見には同意できないとするもの36%で、大多数は組合のイデオロギー的考方に反対のように見える。しかし、労働者はその利益擁護のため組合の活動に対して信頼しているかどうかをみると、非常に信頼する、どちらかといえば信頼するが57%で、信頼しない、どちらかといえば信頼しないが32%である。だから、「組合の活動は信頼するが、組合の政治的な活動には批判的である。」この一見矛盾している労働者の意見は政治 la politiqueという言葉に対するフランス人の反応によるものであるよう、そのことは組合の政治活動批判者には政治活動は信用できる立派な活動ではないという考え方があることを示している。だから、労働者は一般に組合の活動家 les militants に対しては非常に好意的な態度を示している。同じ調査によると、組合代表たちは献身的に活動していると

思うかに対し、80%は肯定的回答をしており（否定13%），組合代表は組合員よりもをよく知りかつ組合員を守るために充分準備ができているかという問に対して77%がこれを支持している。また組合が目的達成のため政治と一致した行動をとることを肯定する回答も60%と多い。だから一般的について、一般の労働者たちは組合のイデオロギー的態度を全面的に批判しているのではなく、むしろ政治という言葉が伝統的にもつ低い価格に対して反感をもっているものといえるようである。このことの背後には J. Capdevielle もいうようにフランスの組合運動の分裂に対する批判が含意されているとみることができよう。<sup>2)</sup> かつて1960年のはじめフランスにおいて労働者の脱政治化 dépolitisation ということがいわれたが、そうした面は残っているにしても、組合に対する全面的な非難は存在しないようである。いまこうした態度を労働者の職能別にみてみると、組合に対する信頼度では熟練労働者が70%，半熟練労働者が58%，非熟練労働者53%で、熟練労働者がもっとも高く、職長技術労働者の54%よりも高い。また組合別でみると、C.G.T. 83%，C.F.D.T. 74%，F.O. 61%でC.G.T. がもっとも高い信頼度を示している。C.G.T. の伝統的な強さがここでもはっきり現れている。また産業の、衰退型か成長型の別でみると、成長型では55%なのに対して、衰退型は65%，安定型は57%で、成長産業では信頼度が多少低くなっている。だから、新しい労働者は信頼度が低下しているといえるであろう。政治活動についてみると、政治活動批判は熟練労働者で49%，半熟練労働者56%，非熟練労働者57%，職長技術労働者59%で、熟練労働者はもっとも批判的ではない。組合別では C.G.T. は34%，C.F.D.T. は47%，F.O. は48%で、C.G.T. がもっとも批判的でない。産業別でみると成長型57%，安定型52%，衰退型50%で、成長産業がもっとも批判的である。

(2) それでは各組合連合体に対する労働者の態度はどうであろうか。連合体はここでは便宜上 C.G.T., C.F.D.T., F.O., の三つだけについてみ

1) 'Opinions et représentations des ouvriers à l'égard du syndicalisme,' (in *L'ouvrier Français en 1970*) p. 45-77

2) *ibid.*, p. 47

ることにした。J. Capdevielle は労働者に対して「1968年5月における組合連合体のとった態度に満足したか、あるいは失望したか」を問うているが、これに対する回答は次のようにある。

	C.G.T.	C.F.D.T.	F.O.
満足	38	26	22
失望	40	37	39
なし	22	37	39

これによってもわかるように C.G.T. に対する満足度がもっとも高く、F.O. に対する満足度は低い。これを技能熟練度別にみると、以下のようにある。

	C.G.T.	C.F.D.T.	F.O.
技能度別	満足 足 失 望 回答し	満足 失 望 回答し	満足 失 望 回答し
非熟練	35	32	34
半熟練	38	39	24
熟練	41	42	17
技術労働者職長	29	50	20
	24	45	31
	23	47	30

全体に熟練度の低い労働者ほど回答なしの比率が高く、とくに C.F.D.T. や F.O. に対しては非熟練労働者の51%が回答なしである、また一般にどの組合に対しても C.G.T. に対する技術労働者職長を除いて熟練度の高いほど満足度が高くなっていることが注目されるが、同時にまた失望度も高くなっている。これは熟練度の高い労働者ほど関心が強いことを示すものであるとみてよいであろう。また各組合連合体についてのイメージを調べた結果は次のように興味深い数字に現れている。

	C.G.T.	C.F.D.T.	F.O.
1. 近代的	13	23	12
2. 官僚的	7	15	17
3. 強力である	35	14	14
4. 坊主くさい	0	10	4
5. 買収されている	3	4	8
6. 責任感がある	11	12	10
7. 共産党的である	34	2	6
8. 民主的である	12	17	3
9. 政治活動が多い	25	18	18
10. 無責任	2	6	7
11. 自主独立的である	9	19	24
12. 革命的である	10	4	5

以上の数字からみて C.G.T. は強力ではあるが共産党的傾向が強く、政治活動が多くなるという

印象が支配的であることが明かである。これに対して C.F.D.T. は近代的で、自主独立的であるが政治活動が強いという印象をもたれている。さらにまた官僚的という印象も強い。F.O. は自主独立的であるが、政治活動が多くすぎるし、また官僚的であるという印象をもたれている。このようなイメージは各組合の姿を比較的よく反映しているといえるが、官僚的という印象が C.F.D.T. と F.O. にかなり多く、C.G.T. に少いのは前二者には公共部門の労働者が多いことに起因するもので官僚的 bureaucratique という言葉はフランスでは批判的な意味ばかりでなく、かなり、官公庁関係者の多いという意味にも用いられていることが多いためであるといえる。

(3) こうした印象的な面だけではなく、一般労働者の組合に対する要求はどうなのであろうか、それを次にみることにしたい。J. Capdevielle の調査ではいくつかの問題が挙げられているが、第一に企業に対する管理はどうすべきかが問われている。「個人として、あなたはあなたが働いている企業の管理はどうするのがよいか」という問い合わせに対し、

国家によるべきだ	16%
組合組織が行うべきだ	11%
全従業員によるべきだ	21%
現状どおりでよい	46%
回答なし	5%

という答で、「現状でよい」とするものが、約半数をしめている。「国家によるべきだ」という回答は意外に少く、社会主義的なイデオロギーをもつ組合が多いにもかかわらず、現実の問題になると現実との妥協が多いのは興味ある点である。組合支持別にみても、C.G.T. は20%，C.F.D.T. は21%，F.O. は23%で非組合加入者は15%である。非組合員が多いことがこうした数字を生みだしたものであろう。だから「現状のままでよい」とするものは C.G.T. 31%，C.F.D.T. 28%，F.O. 35%，非組合員52%という数字もこれを裏付けるものである。熟練度別にみても、「現状のままでよい」は非熟練労働者で50%，半熟練労働者で45%，熟練労働者44%，技術労働者、職長で52%でその間に余り大きな開きはない。こうした現実主義者は「企業における労働者の権限が拡大されるとした

ら次の諸項目のうち、どれに対して権限を拡大すべきであると思うか、重要度に応じて一位から三位まで選んで下さい」に対する回答にも表われている。その結果は次のとおりである。

	第1位	第2位	第3位	合計
雇用	19	5	7	31
首切り	6	6	5	17
生産組織	9	4	5	18
早退	3	5	7	15
投資、財政管理	3	4	3	10
直接の上長の任命	2	2	3	7
利潤の分配	11	14	13	38
職務の組織	6	8	9	23
内部規律	4	6	6	16
賃金	27	22	18	67
労働時間	8	19	21	48

労働者としての要求の第一位はこれによっても明かなように賃金である。これは圧倒的に多く、これにつぐのが労働時間である。そして利潤分配はこれについて第三位である。賃金に対する要求の強いことはフランスの労働者ばかりではないであろうが、昇進や職務組織などの問題が大きな比重を占めていない。もっともこれは将来の可能性に対する期待が少いことを意味するものともみられる。要求項目の重要度についての問題に対する解答を比較して見なければならない。

「以下にあげる要求項目に対してあなたはその重要性をどのように考えますか」に対する回答は次のようにある。

項目	非常に 重要	かなり 重要	余り重 要では ない	回答 なし
週40時間労働	66	20	12	2
低賃金者に対しては高賃金者より強く増額	78	16	5	1
賃金の等級を流動的にする	55	23	10	12
重要生産部門の国有化	25	22	35	18
自主管理	18	26	27	29
企業への参加	47	27	20	9
現行の賃金等級を尊重しての増額	44	27	20	9
退職年令の引き下げ	89	8	2	1

要求項目についての最重要性は停年の引き下げである。もっとも重要とかなり重要な合計すると97%であり、この問題がいかにフランスの労働者

にとって切実な関心の対象であるかがわかる。賃金の問題に対する関心はこの退職後の生活を考慮にいれたものであると判断してよいであろう。また要求項目で低賃金者に対して特に増額を大巾にする点についてもこれを重視する回答が強く94%を示している。これはフランス人における平等主義の強い現われとみることができるであろう。週40時間制についての重視もすでに1936年にそれを採用しながら、実現できなかった国としては当然のことであろう。ただこの要求の中で注目すべきことは国有化や自主管理についてはこれを重視する回答の比率がかなり低くかったことである。またドゴール将軍の政策として戦後かなり早くから実施された「企業に対する参加」の要求は74%により重要視されている。ところで、この参加の要求は支持組合員によって、かなり重要性の認識が異なっている。たとえば、C.G.T. は 66 %が重要性を認めたのに対し、C.F.D.T. は 79%， F.O. は 73% と C.G.T. を上回る重要性可認定をしており非組合員も 76% が重要と認めている。C.G.T. のこうした態度は参加の一つの現れである企業委員会 Comité d' entreprise の制定のとき、C.G.T. がとった態度に影響されているものといえる。つまり、1947年企業委員会が制定されたとき、C.G.T. はその権限が厚生福利面に限られ、経済面においては諮問的役割しか認められなかったのに反対しこれは労働者に対するごまかしの手段にすぎないと声明を発表し、その実施に対する協力を拒否したのである。<sup>3)</sup> このことは C.G.T. の本質を示したものであるが、こうした基本方針は今日まではつきり存続しているといえるのであろう。「参加」についての労働者の重要度認識は、また、労働者の熟練度によっても異り、非熟練労働者は 70%， 半熟練労働者は 73%， 熟練労働者は 75%， 技術労働者職長は 81% となっており、熟練度の高くなるに従って、重要性認識度も高くなっている。組合活動の中心が歴史的にも熟練労働者であったことから考えると、これは当然のことであろう。

(4) 最後に、ストライキに対する態度をみていく。フランスの労働組合はかなり頻繁にストライキを行う、ただ一回のストライキ日数は比較的

3) Montuclard, *Dynamique des Comités d'Entreprise*. 1964.

4) J. D. Reynaud, *Syndicats en France*, 1966.

短かいが特徴である。<sup>4)</sup> それで長期的に、中断することなく、ストライキをする方がよいか、あるいは短期的ストライキをくりかえす方がよいかそのどちらがであるかという問い合わせに対する回答をみると、短期、反復30%，長期、継続42%，回答なし28%で、理論的には長期ストをやるべきだという考え方の方が多い、しかし、無回答が多いから長期ストライキ支持は決定的多数をしめていない。これに対して、企業だけの問題で生ずるストライキと地域全体か国民的レヴェルのストライキとどちらが有利であるかという問い合わせには51%が全国的乃至地域的ストライキが有利と答え、企業だけの問題についてのストライキを有利とする回答は31%（無回答18%）である。

## V

最後に、一般労働者の政治・経済に対する考え方の特徴についてふれてみたい。

(1) 政治に対する関心——1960年代には脱政治化の傾向が強くなったということが問題にされたが、70年代ではどうであろうか。政治に関心をもっていますかの質問に対する回答は

非常にもっている	12%
かなりもっている	26%
少しありもっている	34%
全くもたない	27%

で関心の弱い方がはるかに多い。脱政治化の傾向が著しく改まってきている様子は見られない。ところで、政治では右翼か左翼か、中道か、どれをとるかを見ると、左翼39%，右翼15%，中道24%回答なし22%で、左と中および右とが相半している。しかし組合員には C.G.T. 支持が多いが、一般労働者になると、必ずしも左翼支持ではないことがはっきりしてくる。しかし、民主主義に対する信念はかなり強いようで、「人間の本性を考えてみると、民主主義は幻想である」という意見に賛成か反対かをみると、賛成34%に対して反対46%（無回答20%）で、とくに C.F.D.T. 支持者では反対が61%と高率をしめしている。C.G.T. では反対 52%，F.O. 42%，非組合員 42%であってこれからみると、組合員の政治に対する信頼が大きくはたらいていることが知られる。さらに、「将来もっと正義と協調の支配する日が到来する

と思うか」に対しても、絶対にくる23%，恐らくくると思う47%，まあこないと思う15%，絶対にこない8%で、楽観的というか、未来を信ずるが圧倒的に多い。だから脱政治化の傾向が現れているといつても絶対に無関心な者は少いのである。だから、戦争について、それは人間の本性と不可分に結びついているから、それを防止することは不可能とするもの20%に対し、戦争は遠い将来には防止できるであろう23%，戦争は今日にもすぐ防止できる53%という戦争に対する責任ある考え方方が支配的である、また東と西の平和的な調整は永続するかについても、肯定的（確実につづく、まあ有能）な回答は77%をしめている。これに対して否定的回答は16%である。

(2) 政治に対する見解は以上みたように明るいものがあるが、経済生活についてはどうのような見解が多いであろうか。それを若干の問題についてみていくと、

第一「過去五ヶ年間にあなた個人の生活水準は向上したが、フランス人全体はどうでしょうか」に対し、個人としてよくなつた52%，わるくなつた34%，フランス全体としてよくなつた50%，わるくなつた29%である。ここでも、経済成長の成長は大体好意的にうけとめられているが、組合支持別にみると C.F.D.T. は個人としてはよくなつた47%，フランス全体がよくなつた47%に対し、C.G.T. はそれぞれ44%，39%，F.O. は42%，50%となっているが、非組合員は54%，52で、組合支持者よりはかなりつよく生活水準の向上を認めている。また「フランスが繁栄すると、あなたの個人の生活は向上するか、それとも変化はないか」「あなたの働く企業が繁栄すれば、あなたの生活水準は向上すると思うか」という一組の問い合わせに対する回答をみると、

	よくなる	変わらない	回答なし
フランスの繁栄	44	48	8
企業の繁栄	53	41	6

のようで、フランス全体よりも、企業に対する一体化の方が強いことがはっきりしている。これを組合支持別にみると、生活向上を認める回答は C.G.T. が低い、それでもフランスのばあい34%なのに、企業の繁栄のばあいは39%と若干、生活向上認識がふえていることが注目される、C.F.D.T.、

F.O., 非組合員いすれも半数に近い回答が生活水準向上を認めている。こうして点からみても、ゆたかな社会、ゆたかな労働者がフランスでも無縁なものではないことが看取される。とくに月賦について、それは労働者の生活に必要な家具、器具類の購入に便宜を支えるからよいとする意見が76%で、これを悪いとするもの20%を圧倒的にひきはなしていることからも、生活水準向上が実現されてそれが歓迎されていることは明かである。この点についてはとくに拡大的成長型産業に従業しているものが78%なのに対し、衰退産業従業者の66%であるのが注目される。

(3)なお労働者に対して、できたら将来独立して自分で仕事をはじめたいかという問い合わせに対し、76%は否と答え、独立自営の希望者は20%である。自分自身の事業 *mon propre établissement* を望むものが多いといわれるフランスでも、労働者はむしろそれを拒否していることが明白である。ここにもつフランス労働者の考え方の変化が現れている兆候がみられるのである。

## VI

以上みたように、意識や態度においてフランスの労働者のうち、組合加入者とそうでない非加入者との間にはかなり相違のあることは明かである。そして非組合員の場合、一般的について、隠健 plus modérés ということばで表現できるような態度を示していることが多いことが看取される。しかしながら、その間に全く截然とした区別があるとみるとできないようである。むしろフランスの労働者階層全体が同質的存在をなしていないのではないということも認識することが大切である。すでに 1960 年代のはじめに Andrée Andrieux と Jean Lignon<sup>5)</sup> はフランスの労働者を逃壁型、あきらめ型、組織的集団抵抗型の三つに区分しているが、今日の社会情勢下においてフランスの労働者がどのように区分されるのかを見ることが必要である。労働組合活動の型についての類型分類は デュラン Claude Durant によっ

て試みられたものがあり、それは組合活動の類型と労働者意識との関連を見る試みとして注目すべきものである。これについては最近別のところで筆者は紹介を行ったので、またここでは枚数もないでふれないが<sup>6)</sup>、労働者一般については、J. Capdevielle と R. Mouriaux の試みが注意されてよい<sup>7)</sup>。それは労働者の政治に対する関心と組合活動に対する信頼感とを組み合わせてつくられたものである。その結果としてつくられた型は、(1)組合に対する信頼感がつよく政治関心の高い型、(2)政治的関心は高いが、組合に対する信頼感の少ない型の、(3)政治的関心は低いが、組合に対する信頼感のつよい型、政治、(4)関心も低く組合に対する信頼感もよわい型、の四つである。さらにこのほか非常に多数をしめるグループがある。それは組合活動に対しては好意的な態度をみせながら、政治に対して無関心のグループである。このグループは同調者型、(1)は組合活動斗士型 (militants)、(2)は連帯型、(3)は敵対型、(4)は周辺型とよばれている<sup>8)</sup>。その構成比をみると以下のようなである。

	同調型	斗士型	連帯型	敵対型	周辺型
男	58	11	4	15	12
女	61	6	6	8	20

同調型が極めて多く、明確な敵対型または逃避的な周辺型もそれほど大勢ではない。ところで、この五類型についての特徴の主要な点をみると、1、教育水準の高いほど、敵対型はましており、また所得水準の高いものに敵対型が多い、だから技能熟練度別にみても、非熟練、半熟練、熟練、技術労働と熟練度が高くなるにしたがって、敵対型は増加している。2、ただし、活動家型は熟練労働者にかなり多い、そして教育水準では C.A.P. (Certificat d'aptitude professionnel) にもっとも多くみられるが、同時に所得の上昇とともにこの型にぞくする労働者の比率は少しではあるが高まっている。3、周辺型は教育水準のもっとも低いものに多く、教育水準上昇とともに減少している。また所得も月 800 フラン以上になるにしたが

5) A. Andrieux et J. Lignon, *L'ouvrier d'aujourd'hui*, 1960, p. 110—149.

6) Claude Durand, *Coussinete ouvrière et action syndicale* 1971, この書評は「日本労働協会雑誌」167号（昭和48年2月）63—66頁に掲載されている。

7) J. Capdevielle et R. Mouriaux, 'Essai d'analyse typologique. Les familles syndicales' (in *L'ouvrier Français* en 1970) pp. 105—128.

って比率は著しく減少している。だから、所得が増大し、教育水準が高くなってくると、敵対者の比率は高まる可能性はあるといえる。もっとも、そうなると、同調型がましてくるかもしれないがしかしいざれにせよ、フランスにおいても、ゆたかな社会 *société d'opulence* は労働者の意識を尖鋭化させる方向には作用していないことは否定できないようである。この労働者の類型区分についての論者の叙述は、この類型設定の有効性を検証するため、もっと多くの問題との比較研究をふかく追及しているが、余白の関係上、これ以上にわたってふれることはやめなければならない。この類型分類の試みは著者ものべているように<sup>9)</sup>、Andrieux と Lignon の試みた三類型よりも現実についての把握についてはよりすぐれた手段を提供していることはまちがいないところである。

最後に付言しておくべきことは、こうしたゆたかな社会情勢下において、フランスの労働者の中には多くの新左翼的小グループが数多く現れていることである。その中には無政府主義的なものも少くないが<sup>10)</sup>、トロッキー派毛沢東派も存在しており、それらはそれぞれの機関誌を発行している。脱工業化社会におけるこれら新しい叛乱的分子はまだその勢力は大きくはないが、しかし、その存在は軽視されてよいものではないようあることを注視しなければならない。

### 参考文献

#### 著作

- Damèl Mothé, *Militant chez Renault*. 1965.  
*Les O,S, (Ouvriers spécialisés)* 1972  
Pierre D. Ollier, *Le Droit du Travail*, 1972.  
J. Capdevielle et R. Mouriaux, *Les syndicats ouvriers en France*, 1970.  
G. Adam, F. Bon et al, *L'Ouvrier Français en 1970*, 1970,  
Y. Delamotte, *Le recours ouvrier dans une entreprise américaine*, 1966.  
J. D. Reynaud, *Syndicats en France*, 2e édition, 1967.

8) ibid., p. 106—108

9) ibid., p. 127

10) これらのグループは *Libertains* として知られている。なお、この点については J. Capdevielle et R. Mouriaux, *Les syndicats ouvriers en France*, Dossiers, 1970, p.110 頁以下参照。

- A. Andrieux et J. Lignon, *L'ouvrier d'aujourd'hui*, 1960.  
S. Mallet, *La nouvelle classe ouvrière*, 1964  
George Vedel, *Les dépolitisation : mythe ou réalité*, 1962  
Clande Durand, *Conscience ouvrière et action syndicale*, 1971.

### 論文

- ドラモット、「フランスの団体交渉の近況」(I. L. O. 時報) 第23巻第2号, 1971 n. 2 p. 33—70  
保原喜志夫, 「フランスの企業内の組合活動に関する法律」上, 下(日本労働協会雑誌, 昭和43年〇月および昭和44年4月)  
Clande Durand, 'Introduction et la signification professionnelle et économique de l'action syndicalé, *Sociologie du Travail*, 1968. n. 2 p. 113—148.  
Sabine Erbè-Seguin, Des buts de l'action aux structures syndicales' *Sociologie du Travail*. 1968. n. 2 p. 168—189  
Patrick de Lanlier, 'Esquisse d'une théorie du syndicalisme, *Sociologie du Travail* 1968 n. 4 p. 362—392.